

## **一般社団法人 日本統合医療学会 個人情報取扱指針**

一般社団法人日本統合医療学会（以下「本学会」という。）は、本学会が保持する個人情報について法令等を遵守することを宣言し、その有効な保護と必要な利用のための指針をここに定める。本学会およびその支部に所属するすべての者（以下「会員」という。）は、この指針に従って個人情報を取り扱わなければならない。

### **①. 個人情報**

「個人情報」とは、会員から預託された一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）、又は個人識別符号が含まれる情報をいう。

### **②. 支部への個人情報の提供**

本学会は、本学会の支部（以下「支部」という。）の業務につき必要な場合に本学会に預託された個人情報を支部に開示することができる。

### **③. 個人情報管理責任者**

本学会は、個人情報管理責任者を置き、次の業務を行わせる。

- ・ 個人情報の利用申請を受ける。
  - ・ 理事会で開示が議決された個人情報を適切に開示する。
  - ・ 個人情報の不正利用、個人情報の漏洩、目的外使用、その他個人情報の危機となる事態を監督する。
- 2 支部は、本学会とは別に支部ごとに個人情報管理責任者を置き、次の業務を行わせる。
- ・ 個人情報の不正利用、個人情報の漏洩、目的外使用、その他個人情報の危機となる事態を監督する。

### **④. 個人情報の利用**

個人情報は、本学会が定める業務（以下「指定業務」とする）および支部の業務に必要な場合、次の手続きを経ることでこれを利用できるものとする。

- i 個人情報の利用を希望する者は、個人情報管理責任者に対して利用の申請をする。
- ii 個人情報管理責任者は、申請内容を理事会に報告する。
- iii 理事会にて個人情報の開示の有無を判断する。
- iv 理事会にて個人情報の開示が決定された場合は、個人情報管理責任者の名で情報を開示する。

### **⑤. 指定業務**

指定業務は次のものとする。

- 一 総会を案内すること
- 二 セミナー及び講演、講座または学術集会の案内をすること
- 三 セミナー及び講演、講座または学術集会の講師を依頼すること
- 四 委員会の委員を依頼すること
- 五 その他、事前に届出があったもので理事会が承諾した業務

## ⑥. 法令等の遵守

会員は、個人情報を取り扱う場合、この指針を遵守すると共に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令及び監督官庁の告示・通達等に従う。

## ⑦. 秘密保持

個人情報は秘密として保持されるものであり、支部を除き第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。

## ⑧. 複製等の制限

個人情報については、複製し、送信し、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

## ⑨. 個人情報の管理

個人情報の記録媒体及びデータは、施錠可能な場所に保管し、又は情報システム内で管理する。施錠可能な場所に保管する場合には、鍵の管理者を特定し、情報システム内で管理する場合には、特定された利用者のみがアクセスできるようにパスワード等を設定する。個人情報を保管する媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの禁止、コンピュータウイルス感染防止対策等の安全確保措置を講じなければならない。

個人情報の管理について、上記以外の対応が必要な場合は、その必要な措置を取らなければならない。また、個人情報の管理方法等については、在籍中、退職後を通じて第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。

## ⑩. 消去及び媒体の返却

指定業務が完了した場合、又は本学会の指示があった場合は、個人情報並びにその記録媒体及びデータを、直ちに、破棄若しくは消去し又は学会に返却しなければならない。

## ⑪. 管理状況の確認

個人情報管理責任者は個人情報の管理状況に関して、いつでも、これを利用している者の監査、改善指示を行うことができる。

## ⑫. 事故発生時の措置

個人情報の目的外利用や漏えい等の事故（以下「事故」という。）が発生した場合、直ちに個人情報管理責任者をして本学会に事故の経緯を報告するとともに、被害拡大防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 一. 本学会は、直ちに原因の調査に着手し、速やかに原因及び再発防止策等の調査結果を報告しなければならない。
- 二. 前項の発生の報告、必要な措置、調査及び調査結果の報告は、本学会の費用負担で行う。但し、悪意又は重い過失による事故の場合、本学会は事故の原因を生じさせた者に費用を求償する。
- 三. 本学会は、前二項に定めるほか、行政・警察等への報告・相談、被害者への対応、被害拡大防止措置その他甲の指示に従った対応を行わなければならない。

## ⑬. 再委託の制限・条件

理事会の承諾を得た場合を除き、指定業務を第三者に委託してはならない。

2 指定業務を第三者に委託する場合も、本来指定業務を担うべき者が負担する義務を免れない。

#### **⑯ 緊急事態における個人情報開示**

災害等で緊急性を要する場合など、理事会において緊急事態として過半数の賛同を得られた事態については、その対応の間だけ限定的に個人情報は理事会に開示される。

2024年12月13日 理事会承認